

『愛玩動物看護師カリキュラム準拠教科書 5巻
公衆衛生学 動物看護関連法規 動物愛護・適正飼養法規』（改訂第2版2刷）
正誤表

掲載記事中、以下の記述に誤りがございました。ここに訂正させていただくとともに読者の皆様および関係者の方々に深くお詫び申し上げます。

株式会社 EDUWARD Press

2026年1月20日作成

頁	記事タイトル	該当箇所	誤	正
P25	第2章5	下から1行目	潜伏感染期 (latent period または pre-infectious period)	感染性待ち期間 (latent period または pre-infectious period)
P25	第2章5	右下から3行目	世代間隔 (serial interval)	世代間隔 (generation interval)
P26	第2章5	図1-2-4内	世代間隔	発症間隔
P26	第2章5	図1-2-4内	潜伏感染期	感染性待ち期間
P50	第3章2.4.クリミア・コンゴ出血熱	右上から13行目	○病原体：ブニヤウイルス科	○病原体：ナイロウイルス科
P55	第3章8.日本脳炎	左段8行目	○診断：患者の組血清について、抗原測定を行う。	○診断：患者の組血清について、抗体測定を行う。
P58	3章2.13.リフトバレー熱	左上から4行目	○病原体：リフトバレー熱ウイルスはブニヤウイルス科	○病原体：リフトバレー熱ウイルスはフェヌイウイルス科
P58	3章2.14.ハンタウイルス感染症	右12行目	○病原体：両者とも、ブニヤウイルス科	病原体：両者とも、ハンタウイルス科
P122	演習問題	問7の選択肢	① エキノコックス症 ② アニサキス症 ③ ウエステルマン肺吸虫症 ④ 有鉤条虫症 ⑤ ピロプラズマ病（バベシア病）	① エキノコックス症 ② アニサキス症 ③ ウエステルマン肺吸虫症 ④ 有鉤条虫症 ⑤ タイレリア症

P125	第3章 演習問題 解答	問7の正解 と解説文	<p>正解⑤ ピロプラズマ病（バベシア病） ピロプラズマ病はヒトではネズミバベシアの感染が知られているが非常にまれである。</p>	<p>正解⑤ タイレリア症 ピロプラズマ類はタイレリア（Theileria）属あるいはバベシア（Babesia）属の感染を原因とする疾病（ピロプラズマ病）で、世界に分布する。タイレリア属では牛、鹿、馬での発症（タイレリア症；Theileriosis）の報告はあるがヒトでの報告はない。</p>
P125	第3章 演習問題	解答 問7 解説文最終 行	有鉤条虫は中間宿主の牛肉の生食により感染する	有鉤条虫は中間宿主の豚肉の生食により感染する
P136	第4章2	右上から15 行目	鶏卵の消費量が世界で第1位 であることや	鶏卵の消費量が多いことや
P154	第4章6	左下から8 行目	腸管出血性大腸炎（EHEC）	腸管出血性大腸炎（EHEC）
P211	第5演習 問題	問10 ⑤	⑤X線廃液は液状であるものの 特別管理 産業廃棄物であり、動物病院がその処理を専門の業者に委託する場合には、マニフェストに記入し関係業者に交付しなければならない。	⑤X線廃液は液状であるものの 産業廃棄物であり、動物病院がその処理を専門の業者に委託する場合には、マニフェストに記入し関係業者に交付しなければならない。（「 特別管理 」を削除）
P215	演習問題	問10 解説 文	問10 正解⑤ X線廃液は液状であるものの 特別管理 産業廃棄物であり、動物病院がその処理を専門の業者に委託する場合には、マニフェストに記入し関係業者に交付しなければならない。	問10 正解⑤ X線廃液は液状であるものの 産業廃棄物であり、動物病院がその処理を専門の業者に委託する場合には、マニフェストに記入し関係業者に交付しなければならない。（赤字箇所削除）
P215	演習問題	問10 解説 文	④「特定廃棄物」とは、国が定めた特定地域における廃棄物、すなわち「特定地域内廃	④「特定廃棄物」とは、国が定めた 対策 地域における廃棄物、すなわち「 対策 地域内廃

			「棄物」と、特定地域の内外を問わずセシウム134とセシウム137との合計が8,000 Bq/kgを超える廃棄物、すなわち「指定廃棄物」の両者を指す。	「棄物」と、 対策 地域の内外を問わずセシウム134とセシウム137との合計が8,000 Bq/kgを超える廃棄物、すなわち「指定廃棄物」の両者を指す。
p. 284	第6章2. その他に 関連する 法律	右 下から 10行目から 7行目	なお、麻薬施用者免許については、医師、歯科医師または獣医師でなければ免許を受けることができない（法第2条）	なお、麻薬施用者免許については、医師、歯科医師または獣医師でなければ免許を受けることができない（ 法第3条2項 ）
P. 284 ～285	第6章2. その他に 関連する 法律 麻薬及び 向精神薬 取締法	右 下から 3行目から 次ページ左 1行目	なお、麻薬管理者免許については、医師、歯科医師、獣医師または薬剤師でなければ免許を受けることができない（法第2条）。	なお、麻薬管理者免許については、医師、歯科医師、獣医師または薬剤師でなければ免許を受けることができない（ 法第3条2項 ）。
P308	第1章1	右下から6 行目	● また、第一種動物取扱業者は、動物取扱責任者に都道府県知事等が行う動物取扱責任者研修を、1年に1回以上受けさせなければならない（法第22条第3項）。	該当箇所削除
P353	第3章7	左下から1 行目	● この条例の制定、改廃、文化財の指定や解除を行った場合には、教育委員会は文化庁長官にその旨を報告しなければならない（3項）。	● この条例の制定、改廃、文化財の指定や解除を行った場合には、教育委員会は文化庁長官にその旨を報告しなければならない（ 4項 ）。